

ブラジル銀行在日営業店

取引規定集 法人

ブラジル銀行在日営業店

取引規定集

法人

取引共通規定..... p.3

預金口座 (CONTA POUPANÇA-OURO) 規定

普通預金および定期預金規定 p.4

BBコーポレート・バンキング p.6

電話、電子メールおよびFAXによる取引..... p.6

外国送金取引規定 p.7

留意事項 p.8

プライバシー・ポリシー p.9

取引規定集(法人)

1. ブラジル銀行在日支店(以下「当行」といいます。))の「取引規定集(法人)」(以下「本規定」といいます。))は、当行と銀行取引(当座預金口座を除きます。))を行う法人のお客様(法人の代表者および事前登録されている取引担当者を含めて、以下「顧客」といいます。))に適用されます。
2. 全ての法律、規則、命令、規制等は、本規定の各条項に述べられている内容の基礎となるものであり、本規定に述べられている内容から独立して各取引に適用される可能性があります。本規定に定められていない事項については、日本の法律、規則および慣習に準じた当行所定の方法により取り扱います。
3. 顧客が当行に提出したすべての書類は、提出時に有効でなければなりません。

取引共通規定

取引時確認

4. 当行は、顧客と各取引の開始時または当行が必要と判断した場合に、関係法令および当行が定める規定に従って本人確認書類の提示を求める等、当行所定の方法により取引時確認を行います。
5. 取引の実行にあたり、口座開設またはサービス申込み時に提示された本人確認書類が有効期限切れであることが判明した場合、顧客が取引時確認手続に非協力的な場合、または顧客の取引時確認が未完了であると当行が判断した場合は、当行は取引に係る義務の履行を拒むことができるものとします。
6. 預金の入出金その他の取引を行うにあたっては、当行所定の払戻請求書その他の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、当行に提出してください。当行の内部規定に従って、署名または印影を相当の注意をはらって照合し、届出の署名また印影に相違ないと認めて取り扱った取引については、顧客または第三者による書類、署名または印章の偽造、変造その他の悪用から生じたいかなる損失、損害についても、当行は一切責任を負いません。
7. BB コーポレート・バンキングについては、当行所定の方法により登録されている暗証番号を照合することで、顧客によるアクセスであることを確認します。

届出事項の更新

8. 顧客は当行への届出事項および書類の真实性に法的責任を負い、氏名または名称、住所、本店または主たる事務所の所在地、電話番号、取引目的、事業内容等、本人確認書類の情報(代表者や取引担当者を含みます。))、署名・印章、および外国籍の場合は日本の在留資格(査証)等、届出事項に変更が生じた場合は、当行所定の方法により速やかに当行に届け出る必要があります。変更事項の届出後、当行所定の手続が完了した時点で届出事項が変更されたものとみなします。変更手続が完了する前に生じた損失、損害については、当行は一切責任を負いません。
9. 当行から顧客に宛てて発送した通知が返送された場合、または顧客が届出事項の変更手続を行わなかった場合、当行は書類の送付を停止し、取引の利用(BBコーポレート・バンキングの利用を含みます。))の一部または全部を停止する場合があります。
10. 顧客は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、居住地国(法人税の申告義務がある国)に変更があった場合には、変更日(変更が実質的支配者について生じた場合はその変更を知った日)と同じ年の12月31日又は変更日から3ヶ月を経過する日のいずれか遅い日まで当行に届け出る必要があります。

取引

11. 当行と取引を行うにあたっては、顧客の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して、各種確認や資料の提出を求める場合があります。また、顧客の所得の証明および当該取引に係る資金源泉の双方またはいずれか一方、ならびに顧客の住所、本店または主たる事務所の所在地等を証明する書類を、電話、郵便その他当行所定の方法にて提示することを要請する場合があります。当行の要請に対して正当な理由なく指定した期限までに顧客から回答がない場合、または顧客が要請への協力を拒否した場合は、当行は取引を停止または実行しないことができるほか、商品またはサービスの利用を停止できるものとします。
12. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する顧客の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引を停止する場合があります。
13. 前2項に定めるいずれの取引の停止についても、顧客からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の停止を解除します。
14. 外国為替を伴う取引は、本規定のほか「外国為替及び外国貿易法」(以下「外為法」といいます。))およびこれに基づく政省令ならびにその他外国為替関連法規の定めに従って取り扱います。外国為替を伴う取引については、実行時に有効な当行所定の為替レートが適用されます。この場合、顧客は金融市場の状況に応じて同日中に為替レートが変動する可能性があることを承諾するものとします。なお、外国為替を伴う取引が実行された後は、当該取引を取り消すことはできません。
15. 当行の商品およびサービスについて、当行は取引金額(最高及び最低金額)および取扱時間帯の制限、ならびに取引に関する手続を定め、これらを当行所定の方法により公表するものとします。なお、これらの内容については、顧客に事前に通知することなく、変更できるものとします。
16. 取引実行時において、取扱金額(取引額および手数料額の合算)が顧客の普通預金の残高または当該取引に際し顧客から当行へ支払われた金額を上回る場合(取扱金額不足)、当行は当該取引を実行しません。また、取扱金額が当行所定の取引限度額を超える場合も同様に実行しません。
17. 当行所定の取扱時間帯外に受け付けられた取引依頼は翌営業日(当行所定の実行日)の取扱いとなり、その実行時に有効な為替レートが適用されます。

利用手数料

18. 当行は、口座の取引やその他サービスの利用について、当行所定の手数料一覧表に従って手数料をいただきます。手数料一覧表は、当行の支店および出張所(以下「営業店」といいます。))店頭ならびに当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)にて公表されています。なお、手数料は、金融情勢の変化等により、顧客に事前に通知することなく、変更されることがあり、手数料が変更された場合も同様に公表されます。

譲渡、買入れの禁止

19. 当行が取り扱う預金口座である Conta Poupança-Ouro (コンタ・ポウパンサ・オウロ)またはその残高(普通預金および定期預金)、その他当行の商品およびサービスにかかる権利等については、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。ただし、当行による事前の承諾がある場合はこの限りではありません。
20. 暗証番号等については、顧客の利用に限るものとし、第三者に使用させることを固く禁じます。これに違反した場合、いかなる損失、損害が発生しても当行は一切責任を負いません。暗証番号等を譲渡または貸与により、第三者に使用させることは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。

免責事項等

21. 顧客が届け出ている氏名または名称、および住所または本店もしくは主たる事務所の所在地に宛てて、当行が通知または書類を発送する場合、当該書類が延着し、または到着しなかったときにおいても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
22. 顧客の届出事項に不正があった場合または顧客が本規定その他当行の規定に反した場合、当行は、商品またはサービスの利用を停止または解約できるものとします。
23. 顧客は商品およびサービスを正しく利用しなければなりません。当行は以下に起因するトラブルについては責任を負いません。
 - a) 当行の商品およびサービスを不適切に利用した場合
 - b) 天災、事変、戦争、停電その他当行の責によらない事由から発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害により当行の商品およびサービスを利用できない場合
 - c) 関係法令に従って顧客の取引時確認が正常に行われたにもかかわらず、不正取引が行われた場合
 - d) その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、誤った情報(一部または全部)を当行に提供した場合

- e) 当行所定の取扱時間および取引金額に関する制限が守られなかった場合
 - f) 顧客が使用する端末のトラブル、通信トラブルまたは回線トラブル等により、通信エラーが発生し、当行が顧客の依頼または情報を受信できない場合、および当行が送信する情報を顧客が受信できない場合
 - g) システムメンテナンス、災害もしくは法令の制限、裁判所その他の公的機関による決定もしくは命令その他の措置または不可抗力により、商品およびサービスの取扱いが遅延または中断された場合
 - h) 取引完了前に生じたトラブルの場合（当行の商品およびサービスにつき依頼された取引は、当行がそれを実行し、取引が完了した時点で有効となります。）
 - i) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬もしくは脱漏等により生じた場合
 - j) その他、天災・事変・戦争、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた場合
24. 前項に記載されている状況以外に、当行の責によらない事由に起因するトラブルについては、当行は責任を負いません。

サービスの中断

25. 当行はシステムメンテナンス等が必要な場合、商品およびサービスの取扱いを一時停止または中止することがあります。利用の停止時間帯は営業店の店頭および当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)にて公表されます。
26. 為替相場の急激な変動、取扱い通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖される等、外国為替市場が不安定となった場合、当行は予告なく外国為替取引を一時停止・中断できるものとします。

反社会的勢力との取引拒絶

27. 次の各号のいずれにも該当しない場合に当行は顧客と取引を行うものとし、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は当該顧客との取引をお断りするものとします。
- a) 顧客が取引を申し込む際に行なった表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - b) 顧客が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - iii) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - v) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - c) 顧客が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - i) 暴力的な要求行為
 - ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - v) その他 i) から iv) に準ずる行為

商品およびサービスの利用停止

28. 当行所定の方法に従って、顧客は商品およびサービスの利用停止を依頼することができます。ただし、当行に対する支払いが残っている場合等、利用停止の依頼を受け付けることができない場合があります。なお、利用停止の依頼を受けた時点で予約されている取引がある場合は、当該予約も取り消されるものとします。商品およびサービスの利用停止により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
29. 以下の場合において、当行は顧客へ事前に通知をすることなく、商品およびサービスの利用を停止できるものとします。
- a) 不当な利益を得るための詐欺的行為または意図的な不作為が確認された場合
 - b) 直接または間接的に、当行への届出事項について虚偽の申告をした場合
 - c) 本規定その他当行の規定に記載されている条項に違反する行為が確認された場合
30. 前項のほか、顧客が第27項各号のいずれかに該当し、顧客との取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、または顧客に通知することにより当該取引を解約することができるものとします。

預金口座 (CONTA POUPANÇA-OURO) 規定

31. Conta Poupança-Ouro (コンタ・ポウパンサ・オウロ、以下「口座」といいます。)は、普通預金および定期預金を、それぞれ円または当行が取り扱う外国通貨（以下「外貨」といいます。）建てで預金できる銀行口座です。
32. 新規口座開設時に、当行所定の初回入金額が必要となります。口座開設申込書記載の初回入金額をご入金頂けない場合には、当該口座開設申込は効力を失うものとする。この場合、当行は顧客から受領した口座開設申込に係る全ての書類を破棄するものとします。
33. 当行は外国銀行支店であり、取扱う預金は日本およびブラジル本国の預金保険制度の対象ではありません。また、ブラジル銀行 (バンコ・ド・ブラジル・エス・エイ) が破綻した際には、預金の払出しが迅速に行われません場合があります。

普通預金および定期預金規定

普通預金

34. 普通預金には期間の定めがありません。
35. 普通預金の利息は当行所定の適用金利に基づき日割り計算され、毎月口座に支払われます。
36. 円建て普通預金の場合、利息は毎日の最終残高が1円以上の残高について、1年を365日として計算され、1円単位にて付利されます。
37. 外貨建て普通預金の場合、利息は毎日の最終残高が1補助通貨単位以上 (例: 米ドルの場合は1セント) の残高について、1年を360日として計算され、1補助通貨単位 (例: 米ドルの場合は1セント) に付利されます。
38. 利息の支払日が日本の銀行の営業日以外の場合、翌営業日に付利されます。

定期預金

39. 定期預金はあらかじめ預入期間が定められ、その期間に応じて利率が適用される預金であり、円建ておよび外貨建てで預金できます。
40. 定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの期間について、預入時の当行所定の適用利率によって日割計算し、円建て利息の付利単位を1通貨単位 (1円)、また外貨建て利息の付利単位を1補助通貨単位 (例: 米ドルの場合は1セント) として、満期日に支払われます。円建ての場合は、1年を365日として、外貨建ての場合は、1年を360日として、利息が計算されます。
41. 自動継続日および満期日が、銀行休業日に該当する場合、お取引は翌銀行営業日に実行されます。翌銀行営業日が翌月となる場合、自動継続日および満期日は銀行休業日の前営業日が適用されます。

銀行休業日は、各通貨によって以下の通りとなります。

- ・円定期預金の場合 - 土曜日・日曜日および祝日(いずれも日本)
- ・米ドル定期預金の場合 - 日本における土曜日・日曜日およびニューヨークの祝日
- ・ユーロ定期預金の場合 - 日本における土曜日・日曜日およびフランクフルトの祝日
- ・レアル定期預金の場合 - 日本における土曜日・日曜日および日本、ニューヨーク、リオ・デ・ジャネイロ、ブラジリアの祝日

42. 満期日前解約はお取扱いいたしません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約に応じる場合には、当行所定の基準に従うものとします。
43. 1年を超える外貨定期預金(米ドル、ユーロ、レアル)については、自動継続のお取扱いはありません。円定期預金及び1年以内の外貨定期預金について自動継続を選択した顧客は、顧客から満期日までに解約のお申し出がない場合、満期日に税引き後の利息を元金に組み入れた金額を元本とし、前回と同一期間の定期預金として取引が自動的に継続します。自動継続後の利率は、継続日における店頭金利を適用します。

払戻し

44. 外貨建ての普通預金または定期預金に関し、顧客から外貨現金による払戻請求があった場合に、当該外国通貨若しくは計算実行時における当行所定の為替レートにより換算した当該外貨金額相当の日本の通貨、またはそれらの組合せのいずれをもって支払うかは、当行の任意とします。

口座維持手数料

45. 口座開設日の翌月から、円貨と外貨を合計した口座の月間平均残高が1千米ドル相当額未満の場合、当行が手数料一覧表に定める口座維持手数料が普通預金口座から毎月引き落とされます。なお、預金残高が手数料額に満たない場合は、預金残高が当該手数料として引き落とされます。当行手数料一覧表に関しては当行ホームページ(bb.com.br/japan/jp)を参照するか営業店でお問い合わせください。

取引明細書

46. 口座の取引明細書は、顧客が発行を申し出た場合に限り、当行所定の方法および条件に従って有料で発行します。
47. 顧客は、当行所定のオンライン手続きにより取引明細書を入手することもできます。

口座取引

48. 当行は、円貨および外貨建て現金の入金を受け付けます。ただし、外貨建て現金は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。
49. 当行は、現金のほか小切手による入金を受け付けます。ただし、小切手入金の受付については、当行所定の方法に従って取立てを行い、取立てが完了した後に、取立金額を口座に入金します。なお、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は、白地を補充する義務を負いません。小切手が不渡りとなった場合は、その通知を届出の住所または本店もしくは主たる事務所の所在地宛てに発信するとともに、当該小切手を当行の営業店の店頭にて返却します。この場合、あらかじめ当行所定の方法による依頼を受けたものに限られ、権利保全の手続きを行うものとします。なお、外貨建て小切手は、当行が取扱いを認める通貨に限られます。
50. 当行は、前2項のほか、他行からの振込みによる入金も受け付けます。振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信その他誤発信による取消通知があった場合は、当該振込みに係る入金を取り消します。
51. 顧客は、日本国内の営業店の店頭にて、その他法令で規定された方法により本人確認ができた場合に口座の入出金その他取引を行うことができます。ただし、関係当局の決定により、事前に顧客へ通知または顧客の同意を得ることなく、当行は口座の入出金その他取引を行うことができます。
52. 顧客から送金の依頼を受けた場合、送金資金の種類その他依頼の方法に関わらず、当行は、顧客の口座を経由して送金を行うものとします。

暗証番号

53. 暗証番号は顧客が責任をもって厳重に管理してください。また、他人に知られることがないように十分に注意を払い、第三者に漏らさないでください。暗証番号の設定にあたり、顧客の設立年月日または生年月日、電話番号、住所または本店もしくは主たる事務所の所在地、自動車のナンバーや連番等の推測されやすい番号は避けてください。
54. 暗証番号の盗難にあった場合、あるいは第三者に暗証番号を知られた疑いがある場合、顧客は当行の法人課(03-3213-7397)へ直ちに連絡してください。連絡を受けた場合、当行は直ちに当該暗証番号の利用を停止し、新しい暗証番号の発行手続きを案内します。ただし、当行に過失がある場合を除き、届出前に発生した損害の責任は負いません。
55. 顧客が当行の営業店の店頭にて暗証番号を設定する場合は、顧客が希望する暗証番号を設定することができます。郵送その他の依頼方法による場合は、暗証番号は当行所定のシステムより自動的に割り振られ、顧客宛てに郵送されます。
56. 暗証番号の変更は、顧客が当行所定の方法により依頼した場合に限り、行うことができます。

休眠口座

57. 36ヶ月にわたり口座取引または届出事項の更新手続き等が行われない口座は、休眠口座とみなされます。休眠口座は、オンライン取引の利用が停止される場合があります。残高のない休眠口座については、口座名義人に通知することなく口座が解約される場合があります。解約されていない口座の場合、当行所定の方法により本人特定事項等の確認が完了した後に、口座名義人は口座の利用を再開することができます。
58. 当行は、10年以上にわたり休眠口座の状態にある口座については、預金残高が1万円以上の口座については、システム上登録された住所または本店もしくは主たる事務書の所在地宛てに通知を郵送することによって、顧客と連絡を取るよう努めます。この通知が到着しなかった場合、この通知の発送後2週間以内に顧客から連絡がない場合その他当行が顧客と連絡を取ることが不可能であると判断した場合、当行は当該口座を解約できるものとします。また、預金残高が1万円未満の口座について、当行は顧客へ事前に通知することなく口座を解約できるものとします。解約された休眠口座の口座残高については、新たに当行所定の方法による取引時確認手続きが完了した後に払い戻されます。この場合、当行は相当期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求める場合があります。

口座の解約

59. 当行および口座名義人のいずれも、当行所定の書面をもって通知することにより、口座の解約ができるものとします。口座名義人が解約を依頼する場合は、当該書面に届出の署名または記名捺印して当行に提出してください。ただし、休眠口座については、第56項及び57項に従って口座が解約される場合があります。
60. 当行は、口座の解約にあたり、顧客が当行に対して支払うべき債務があれば、その金額を控除して顧客に払い戻すことができるものとします。
61. 当行の責めによらない事由により当行が法令、裁判所、行政庁または自主規制機関の規則等により要求される義務を履行することができない場合、当行はいつでも、顧客に対し何らの通知をすることなく口座を解約し、当行所定の手続(当行所定の為替レートでの為替換算を含みます。)により解約返戻金を他の種類の口座への入金その他当行が適当と認める方法により処理することができるものとします。顧客はかかる処理に対し異議を申し立てないものとします。
62. 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- a) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - b) この預金の預金者が本規定の第19項に違反した場合
 - c) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - d) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

63. 前項のほか、本規定の第27項のいずれか一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

BB コーポレート・バンキング

BB コーポレート・バンキングの概要

64. BBコーポレート・バンキング(以下、「本サービス」といいます)とは、インターネットに接続できるコンピューター端末等を通じ、本サービスの申込を行った法人又はその代表者(以下、「契約者」といいます)が、本規定に所定の取引依頼を行い、当行が当該取引の手続きを行うサービスをいいます。
65. 本サービスは当行所定の書面をもってお申込みいただくことにより、利用できるサービスです。プロバイダー費用、電話回線、インターネット接続にかかる通信費その他の諸費用は契約者が負担するものとします。

サービス利用対象者

66. 本サービス利用対象者は、ブラジル銀行在日支店に口座を保有する契約者に限るものとします。

利用者登録

67. 契約者は、本サービスの利用にあたって、当行所定の申込書により個人の利用者(以下、「ユーザー」といいます)を登録できるものとします。なお、契約者が口座ごとに登録できるユーザーは、最大9人までとし、各ユーザーには1から9までの番号(以下、「ユーザー番号」といいます)が割り振られます。
68. ユーザーの変更や削除については、契約者が速やかに当行所定の方法により届出を行うものとします。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

利用時間

69. 本サービスが利用できる時間は、取引の種類ごとに定められた当行所定の時間内とします。なお、システムメンテナンス等により一時的に本サービスが利用できない場合があります。ただし、かかる場合であっても、当行は契約者に生じた損害につき責任を負いません。

利用限度額

70. 本サービスの利用限度額は、取引の種類ごとに別途定めたとします。

取引時確認

71. 本サービスの利用にあたっては、以下a)のログインパスワード、および以下b)のセキュリティ・カードの暗証番号の二種類の暗証番号が必要となり、契約者が取引の依頼を行う場合は、口座番号およびユーザー番号に加え、これら二種類の暗証番号を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。
- a) ログインパスワード:ユーザーが営業店にて直接設定する、或いは当行所定のシステムより自動的に割り振ったうえで、当行が契約者宛てに郵送する暗証番号のことをいいます。なお、当行がログインパスワードを郵送した場合は、ユーザーが受領証に署名または記名捺印をし、当行に返送した後に利用可能となります。また、郵送で受け取ったログインパスワードは、初回ログインの際に変更する必要があります。
- b) セキュリティ・カードの暗証番号:本サービスの契約が完了したあと、当行が契約者宛てに郵送するセキュリティ・カードの裏面に記載される、任意の数字の表を利用して当行が指定した暗証番号のことをいいます。
72. 契約者およびユーザーの取引時確認は、口座番号およびユーザー番号を当行が確認し、さらにログインおよび取引時に入力されるログインパスワードとセキュリティ・カードの暗証番号が一致することを確認することにより行われます。
73. 前項の方法に従った取引時確認の後に取引を実行した場合は、本サービスの不正使用、その他の事故等があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱います。また、かかる場合、当行は契約者に生じた損害につき責任を負いません。
74. ユーザーが入力した口座番号およびユーザー番号ならびにログインパスワードおよびセキュリティ・カードの暗証番号を当行が確認し、これらの情報が一致しなかった場合は、ユーザーからの取引の依頼がなかったものとみなします。

暗証番号の管理

75. 暗証番号が連続して5回誤って入力された場合は、当該暗証番号は使用できなくなり、顧客保護の観点から、当行は本サービスの利用を一時的に停止します。本サービスの利用を再開するには、当行所定の方法により届け出てください。
76. 暗証番号の変更または再発行は以下の手続きにより行われます。
- a) 暗証番号の変更:ログインパスワードは、本サービスにてユーザー本人が変更できます。セキュリティ・カードの暗証番号の変更はできません。
- b) 暗証番号の再発行:当行所定の書面にご記入のうえ、当行に提出してください。暗証番号は当行で登録された契約者の住所に郵送されます。

サービス内容

77. 本サービスでは、次の取引を依頼することができます。
- a) 残高照会
- ① 口座の残高照会及び総合明細書の内容の照会を行うことができます。
- b) 外貨取引
- ① 異なる通貨間の資金振替を行うことができます。
- ② 通貨間振替は当行が仲値を公表した後当行所定の時間帯に限り実行することができ、取引実行時に有効な当行所定の為替レートが適用されます。
- c) 定期預金取引
- ① 円建ておよび外貨建て定期預金のお申込みおよび照会ができます。
- ② 定期預金の適用金利は、取引実行時に有効な当行所定の金利となります。
- ③ 定期預金の最低金額及び期間は通貨ごとに設定されています。
- d) 給与振込取引
- ① 給与振込ファイルの照会、アップロードおよび取消を行うことができます。なお、取消は給与振込が実行された後にはできません。
- ② アップロードできるファイルは当行所定の形式ファイルに限ります。
- ③ 振込みの予約が完了している場合でも、実行時に契約者の口座残高が不足している場合は、取引が取消されることから、あらかじめ予約手続きが必要になります。なお、振込先の口座に何らかの理由により入金不可能な場合は、当該振込み先への振込みは実行されませんが、他の入金可能な振込み先への振込みは実行されます。
- e) ログインパスワードの変更
- ① 本サービスのログインパスワードの変更ができます。

電話、電子メールおよびファックスによる取引

78. 電子メールまたはファックスによる依頼は全て当行が電話により確認することを必要とします。
79. 通知の重複およびその他の手違いを避けるため、顧客はいずれか一つの伝達方法(電話、電子メールまたはファックス)により、取引の指示を行うものと

- ます。
80. 電話による取引は当行で予め登録された代表者や取引担当者に限り利用できるものとします。顧客が電話で取引を行う場合、当行はその内容を録音いたしますので、ご了解ください。
 81. 取引の正確かつ迅速な処理のため、顧客は申込書その他当行所定の書面は正確にご記入ください。当行は記入内容に従って処理をいたします。また当該書面の記入内容の真偽に関しては、すべて顧客の責任となります。
 82. 電話、電子メールまたはファックスによる取引については、本規定に定めるほか、当行所定の規則に従うものとし、かつ当行はこれら規則を事前に顧客に通知することなく変更できるものとします。

外国送金取引規定

- ※ 法人の顧客は、BBジャパン・レミタンスカードおよびBBコーポレートバンキングを含むオンライン取引による外国送金取引はご利用頂けません。
83. 当行は、下記外国送金取引(以下「海外送金」といいます。)を取り扱います。
 - a) 外国向送金取引
 - b) 国内にある当行の営業店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建て送金
 - c) 外為法規上の非居住者が依頼人または受取人となる国内にある当行の営業店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建て送金
 - d) 当行発行の外貨建て小切手
 - e) その他前各号に準ずる取引
 84. 当行は、顧客による海外送金の依頼を受けるものとし、依頼方法にかかわらず海外送金の資金は海外送金の依頼者(以下「送金人」といいます。)の口座を経由して送金されるものとします。
 85. 海外送金に関する情報(本人特定事項、受取人情報、送金目的等)を偽って申告することは、日本、ブラジルその他関係諸国の諸法令に違反する行為であり、犯罪として処罰される場合があります。
 86. 当行は、当行所定の方法により事前登録された送金受取人宛での海外送金についてのみ依頼を受け付けます。届け出られた送金受取人に関する情報の正確性、真実性および登録内容の変更については送金人が責任を負うものとし、変更手続きが完了する前に、またはかかる情報の誤りにより生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
 87. 海外送金の照会、変更および組戻しの依頼にあたっては、当行所定の書面に届出のとおり署名または記名捺印の上、海外送金計算書および当行が定める本人確認書類とともに提出するものとします。

海外送金の依頼

88. 海外送金の依頼は、当行所定の海外送金依頼書兼告知書により、次項以下の規定に従い取り扱います。
89. 海外送金の依頼を受け付けるにあたっては、外為法その他関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
 - a) 当行所定の海外送金依頼書兼告知書に送金目的その他必要事項を記入の上、署名または記名捺印をし、営業店へ来店または郵送・ファックスにより提出してください。日本の外為関係法令に基づき輸出入が禁止または制限されているものの代金とすることを目的とする海外送金については、当局の許可、承認等が必要となります
 - b) 当行所定の本人確認書類を提示するものとします。
 - c) 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出するものとします。
90. 前項に記載された要件が満たされなかった場合、提出された書類等の内容に偽りが確認された場合、または日本、ブラジルおよびその他関係諸国の諸法令、慣習に違反する場合、当行は海外送金の依頼を拒絶できるものとします。
91. 海外送金を依頼するにあたり、送金人は送金額、送金手数料(外国為替を伴う場合は、為替手数料を含みます。)ならびに海外送金にかかわる支払指図の仲介および銀行間における送金資金の決済を行う当行の営業店または他の金融機関(以下「関係銀行」といいます。)および受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関(以下「支払銀行」といいます。)が徴収する手数料等を負担することを了承するものとします。

送金委託契約の成立と取消し等

92. 送金委託契約は、当行が海外送金の依頼を承諾し、送金額および手続きに必要な手数料その他の諸費用を合わせた送金資金を受領した時に成立するものとします。送金額がUS\$10,000.00(一万米ドル)相当額以上である場合は、送金人に依頼の確認を行ってからのみ海外送金を実行します。
93. 送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、海外送金計算書を交付します。なお、海外送金計算書は、取消し・組戻しや変更を依頼する場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
94. 送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して、当該海外送金にかかわる支払指図を発信する前、または送金人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一つにでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の取消しができるものとします。この場合、取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません。
 - a) 取引等の非常停止が命じられている場合など海外送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - b) 戦争、内乱、もしくは関係銀行または支払銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - c) 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
95. 送金委託契約が取り消された場合、当行は、送金資金を送金人の口座に入金する方法その他当行が定める方法により送金人に返却します。
96. 送金資金を返却した後、送金委託契約の取消しによって生じた損失、損害については当行は責任を負いません。

海外送金にかかわる支払指図の発信等

97. 送金委託契約が成立したときは、当行は送金の依頼内容に基づき、遅滞なく関係銀行に対して当該海外送金にかかわる支払指図を発信し、または送金小切手を送金人に対して交付します。
98. 当行は、海外送金を実行するために日本および関係各国の法令・勧告・習慣、海外送金のシステム(スイフト等)が求める要件、および関係銀行所定の手続き等に従って、海外送金依頼書兼告知書に記載された明細、取引整理番号、送金人の口座番号、住所または本店もしくは主たる事務所の所在地、およびその送金人を特定する番号等のいずれか、または全てを支払指図書に記載して、関係銀行に伝達します。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに支払銀行に伝達されることがあります。
99. 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行の利用についても、送金人が特に指定した場合を除き、同様とします。
100. 当行が送金人の指定に従うことが不可能と認めるとき、または送金人の指定に従うことによって、送金人に過大な費用負担または海外送金の遅延が生じる場合等であって、他に適当な関係銀行があると当行が認めるときには、当行は、送金人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることを認めます。この場合、当行は送金人に対して可能な限りすみやかに通知します。
101. 前3項の取扱いによって生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

手数料および諸費用

102. 海外送金の受付にあたり、当行所定の手数料(手数料一覧表に従います。)、関係銀行および支払銀行の手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は送金資金から差し引かれる場合または後日請求される場合があります。
103. 照会、変更、組戻し・取消しの受付にあたっては、次の各号に定める当行、関係銀行および支払銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。なお、手数料等は事前にまたは後日請求されます。

- a) 照会手数料
- b) 変更手数料
- c) 組戻し・取消し手数料
- d) 電信料、郵便料
- e) その他照会、変更、組戻し・取消しに関して生じた手数料・諸費用

為替相場

- 104. 当行は、当行の海外送金の基準となる米ドル建てにて海外送金を取り扱います。その他通貨による海外送金の依頼を受け付けた場合には、当行所定の方法に従って海外送金の手続きを行います。
- 105. 海外送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨建てにて受領したときは、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を送金します。
- 106. 送金資金等の返却にあたり、当行が送金人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合は、計算実行時における当行所定の為替レートを適用して換算した金額を返却します。

受取人に対する支払通貨

- 107. 送金人が支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨、または受取人の預金口座の通貨と異なる通貨を送金通貨として海外送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替レートおよび手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の方法に従うこととします。

取引内容の照会等

- 108. 送金人は、海外送金の依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、海外送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当行に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行または支払銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求め、照会手続きにあたり手数料をいただく場合があります。
- 109. 当行が発信した海外送金について、関係銀行または支払銀行から照会を受けた場合は、当行は海外送金の依頼内容について送金人に照会することがあります。この場合、送金人はすみやかに回答してください。当行からの照会に対して、当行が定める期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合に生じた損失、損害について、またこれらによって取り消された海外送金については、当行は責任を負いません。
- 110. 当行が発信した海外送金について、関係銀行または支払銀行による支払指図の拒絶等により送金手続きができないことが判明した場合には、当行は送金人に可能な限りすみやかに通知します。この場合、関係銀行または支払銀行から手数料および諸費用が差し引かれて送金資金が返却される場合があります。また、手数料等が後日請求される場合もあります。

依頼内容の変更

- 111. 送金委託契約が成立し、海外送金実行後にその依頼内容の変更依頼を当行が受け付けたときは、当行が適当と認める手段により、変更依頼書の内容に従って変更の指図を関係銀行へ発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。小切手の変更依頼および海外送金の金額変更依頼は受け付けません。
- 112. 依頼内容の変更依頼を受け付けるにあたっては、海外送金依頼を受け付けるときと同様に取り扱います。変更依頼により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
- 113. 依頼内容の変更依頼は、関係銀行または支払銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次項以下に規定する組戻しの手続きをするものとして扱います。

組戻し

- 114. 海外送金が既に実行されている場合、原則として、当行は当該送金の組戻し依頼を受け付けません。組戻し依頼を当行が受け付けた場合、当行は遅滞なく組戻しの手続きを行います。送金した金額が既に資金化されている場合のほか、法令による制限、政府等の公的機関の措置等、または関係銀行もしくは支払銀行による組戻しの拒絶により、取扱いができない場合があります。なお、組戻し手続きにあたり発生した手数料および諸費用は、送金人が負担するものとして扱います。
- 115. いかなる理由であれ関係銀行および支払銀行より送金資金が返却された場合は、当行は当該海外送金が取り消されたものとして取り扱います。また、当行が必要であると認めた場合は、当該海外送金を再度実行します。
- 116. 送金資金が返却された場合、当行は手数料および諸費用等が差し引かれた当該資金を送金人の口座に同通貨のまま入金します（送金人が当該資金の通貨建てで預金がない場合は円貨換算の上入金します。）。外国為替を伴う場合は、計算実行時に有効な当行所定の為替レートを適用します。ただし、当行が認める場合に限り、別途に取り扱う場合があります。
- 117. 海外送金の組戻しにより生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。

免責事項

- 118. 当行の責によらないまたは当行が対処しえない次の各号に定める事由により生じた損失、損害については、当行は責任を負いません。
 - a) 関係銀行・支払銀行が所在国の法令および慣習もしくは関係銀行・支払銀行所定の手続きに従い取り扱ったことにより生じた損失、損害、または当行を除いた関係銀行・支払銀行の責に帰すべき事由により生じた損失、損害
 - b) 送金人と受取人または第三者との間における海外送金の原因関係に係る損失、損害
 - c) その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損失、損害

留意事項

情報の取扱い

- 119. 当行は、個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められる場合のほか、法令（外国の法令を含みます。）および公的機関（日本および外国の官公庁および自主規制機関を含みます。）の規制、命令、指示または要請（以下、本項において「規則等」といいます。）に従うために必要な場合は、規則等を遵守・実施する目的で顧客および顧客の取引に関する情報を開示することができ、顧客はこれに異議を申し立てないものとします。

本規定の変更

- 120. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況等の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページ(www.bb.com.br/japan/jp)への掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 121. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

正文

- 122. 本規定その他当行の規定について、日本語による記載内容とその他の言語による記載内容が相違する場合は、日本語によるものが優先されます。

準拠法および管轄裁判所

123. 本規定その他当行の規定には、日本法が適用され、日本法に従って解釈されます。訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

問い合わせおよび苦情

124. 当行の営業店の窓口では、顧客からの疑問や当行の商品およびサービスについてのお問い合わせにお答えしております。また顧客からの苦情もお受けしております。

125. 指定紛争解決機関(指定ADR機関)について - 顧客は、銀行に関するさまざまな相談や照会、銀行に対する意見・苦情を全国銀行協会相談室に行うことができます。受付窓口電話番号は0570-017-109または03-5252-3772、受付日および時間は月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から17時です。詳細は、全国銀行協会のホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)にてご確認ください。これらのサービスの利用は無料となっています。

全国銀行協会相談室に苦情の申し出をした顧客で、2ヶ月を経過してもトラブルが解決しない場合には、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

プライバシー・ポリシー

当行は、顧客の信頼に値する銀行、また、顧客に選ばれる銀行となるように、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます。))を遵守するとともに、以下のポリシーに従い、個人情報保護法第2条第1項に定義される個人情報(以下、「個人情報」といいます。))および番号法第2条第8項に定義される特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下、「特定個人情報」といいます。))の適正な取扱いを行います。

<個人情報の取扱いに係るポリシー※>

※特定個人情報の取扱いに係るポリシーは、別途後述(7~12)いたします。

1. 取得された個人情報の利用目的

個人情報は法律に定められた手段により取得し、以下のような目的のために利用いたします。

- 顧客との取引開始
 - 当行の金融商品に関するサービスの提供(預金、送金、為替、ローン、その他法令により許容される銀行業務)
- 個人情報は慎重に取り扱い、既存のサービスの向上および顧客の利益にかなう新たなサービスの提供のために利用いたします。

2. 取得される情報の種類

顧客から取得される個人情報は以下の通りです。

- 名前、住所、生年月日、性別、電話番号、本人確認書類の番号、資産、収入、その他顧客を確認・認識するための情報
- 当行や当行関連会社との取引情報(口座残高、支払い履歴、取引相手、クレジットカード利用履歴、取引開始の日付等)
- クレジット取引の有効期限、履歴等の消費者情報センターから取得された情報

3. 個人情報の取得方法

当行は、個人情報を以下の方法で取得いたします。

- 当行の金融商品の申込書、その他商品またはサービスに関する書類を通じての取得
- 口頭による取得(対面による場合と電話による場合を問いません。)
- 取引の登録を通じての取得
- 消費者情報センターに要請し、発行された書類による取得

4. 個人情報の利用と提供

当行は、顧客へのより良いサービスの提供、充実した金融商品やサービスの説明および適切な業務実行、ならびに、第1項に定める目的の達成のために、必要最低限の範囲内において、個人情報を取得・利用いたします。

当行は以下の場合を除き、個人情報の第三者への提供はいたしません。

- 顧客の同意を得た場合
- 法令等に求められている場合
- データや支払いの処理に関する金融業務の提供者またはATMの業務提供先に提供する場合
- 当行関係会社以外で、当行の顧客に許可されている、または法律で認められている会社に提供する場合
- 個人情報の処理手続業務が委託されている場合

当行は外部へ業務を委託する際に、委託先の個人情報管理システムがプライバシー保護の基準に沿ったものであるかを確認し、法令諸規則に従って契約を交わし、また、その他の必要な処置を講じます。

5. 個人情報の管理

当行は、セキュリティと守秘義務の厳格な基準に従って、顧客の個人情報を保護いたします。当行は、公開されていない顧客の個人情報へのアクセスを、個人情報の取り扱いのトレーニングを受けた従業員に限定しており、それらの情報は顧客に金融商品やサービスを提供する際に限り利用されます。従業員が本ポリシーに違反した場合には、当行の職業倫理と行動規範に従って、従業員に対し懲戒処分等がなされます。

6. DMの発送停止等

顧客がダイレクトメール、郵便、電話、Eメール等によるご案内や広告資料の送付を希望しない場合には、営業店にご連絡いただくことにより、当該サービスを停止することができます。

<特定個人情報の取扱いに係るポリシー>

7. 特定個人情報の取得

当行は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限り、特定個人情報を以下の方法により、顧客から適法かつ公正に取得いたします。

- 当行の金融商品の申込書、その他商品またはサービスに関する書類を通じての取得
- 口頭による取得(対面による場合と電話による場合を問いません。)
- 取引の登録を通じての取得

8. 特定個人情報の利用目的

当行が、顧客から取得する特定個人情報の利用目的は、以下の範囲内といたします。

- a) 金融商品に係る法定調書作成事務
- b) 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- c) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- d) 預貯金口座付番に関する事務
- e) その他、a から d までに関連する事務

9. 特定個人情報の利用

当行は、以下の場合を除き、前項に掲げる利用目的を超えて特定個人情報を利用いたしません。

- a) 当行が、行政機関等から顧客の個人番号を取り扱う事務の委託を受け、これを取り扱う場合
- b) 激甚災害が発生した場合において、当行が顧客の個人番号を利用して金銭を支払う場合
- c) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、顧客の同意があり、または顧客の同意を得ることが困難な場合

10. 特定個人情報の提供

当行は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供いたしません。

11. 特定個人情報の保管

当行は、セキュリティおよび守秘義務の厳格な基準に従って、顧客の特定個人情報を保管いたします。当行は、第8項に掲げる事務の範囲を超えて、顧客の特定個人情報を保管せず、また、当該事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、顧客の特定個人情報をできる限り速やかに廃棄または削除いたします。従業員が本ポリシーに違反した場合は、当行の職業倫理と行動規範に従って、従業員に対し懲戒処分等がなされます。

12. 特定個人情報に係る安全管理措置に関する事項

当行は、特定個人情報に係る安全管理措置に関して、別途内部規程を定めております。

<特定個人情報等の取扱いに係る共通ポリシー>

13. 委託に係る管理・監督

特定個人情報等の取扱いの全部または一部を委託する場合は、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう受託者に対する必要かつ適切な監督を行います。

14. 特定個人情報等の開示、訂正、利用停止等

顧客から特定個人情報等を開示するよう請求があった場合には、法令で開示することが禁止されている場合を除き、本人であることを確認した上で遅滞なく開示します。また、顧客から特定個人情報等の訂正、利用停止または消去するよう請求があった場合には、事実確認等の必要な調査を行った上で、かかる調査結果に基づいて、遅滞なく訂正、利用停止または消去致します。当行が、顧客のご請求にもかかわらず、開示、訂正、利用停止または消去の措置を講じない場合には、その根拠となる事実を示した上で、その理由をご説明致します。

15. 本ポリシーに関する説明・情報提供

本ポリシーに関する説明・情報提供は営業店が行います。

16. 改訂

本ポリシーは、法令等の改正やその他の理由により改訂されることがあります。その場合は、当行の営業店やホームページにてお知らせいたします。

17. 特定個人情報等に関するお問い合わせおよび苦情の受付窓口等

当行の特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせや、開示等のご依頼、苦情、その他特定個人情報等に関するご不明な点等については以下の窓口または営業店までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 当行出張所窓口：五反田、浜松、名古屋（月曜日から金曜日 9:00～15:00）
- コールセンター
 - 日本からの通話：電話：0120-09-5595
 - ブラジルからの通話：電話：4004-0001 または 0800-729-0001
 - ・ポルトガル語：毎日 24時間
 - ・スペイン語：月曜日から土曜日 7:00～22:00
 - ・英語：月曜日から金曜日 9:00～18:00
 - ・日本語：平日 9:00～17:00（銀行休業日を除く）

18. その他の苦情・相談に関するご連絡先

当行は全国銀行個人情報保護協議会の会員です。全国銀行個人情報保護協議会の苦情・相談窓口では、会員の特定個人情報等の取扱いについての苦情・相談を受け付けております。

全国銀行個人情報保護協議会 電話番号：03-5222-1700
ホームページアドレス（<http://www.abpdpc.gr.jp/>）

銀行に関するご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情、または紛争への対応については、以下をご利用いただくことができます（日本語に限る）。

全国銀行協会相談室(指定ADR機関)
電話番号:0570-017-109または03-5252-3772
ホームページアドレス(<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)